

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい おやかい 文京区障害者地域自立支援協議会（親会）

およびしょうがいとうじしゃぶかい かいぎうんよう 及び障害当事者部会の会議運用について

かいぎ ぎじろく こうかい 1 会議・議事録の公開

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい おやかい およびせんもんぶかい しょうがいとうじしゃぶかい
文京区障害者地域自立支援協議会（親会）及び専門部会のうち障害当事者部会

については、こうかい公開のかいぎ会議とする。ぎじろく議事録は、ようてんきろく要点記録としてじむきょく事務局でさくせい作成し、

しゅつせきしゃ しめい ふくめ出席者の氏名を含め、すべてこうかい全て公開する。

かいぎかいさい くみんしゅうち 2 会議開催の区民周知

かいぎ かいさい にちじ ばしょ ぼうちようしゃ ていいん たひつよう じこう
会議の開催は、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項について、区ホ

ームページ及びおよびツイッターにけいさい しゅうち掲載し周知する。区ホームページについては開催日

1しゅうかんまえの1週間前、かいぎぜんじつツイッターについては会議前日までにけいさい掲載する。

ぼうちようしゃ ていいん およびうけつけほうほう 3 傍聴者の定員及び受付方法

ぼうちようしゃ ていいん かいじょう きぼ おうじてけてい ぼうちようきぼうしゃ かいぎかいさい び
傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴希望者が、会議開催日の

とうじつ うけつけしゅうりょうじ ていいん たっして ていいん たつする せんちやくじゅん
当日の受付終了時において定員に達していないときは、定員に達するまで先着順

に傍聴希望者の受付を行う。受付開始時（会議開始予定時間の15分前）に定員を

こえた超えたときは、ちゅうせん抽選を行い傍聴者を決定する。

4 傍聴者の遵守事項等

- (1) 傍聴者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ① 傍聴時は、会長(部会長)の指示に従い、静穏に傍聴すること。
 - ② 会場内では、発言したり、委員に発言を求めたりしないこと。また、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - ③ 貼り紙、ゼッケン、たすき、プラカード及び旗等を用いた示威的行為をしないこと。
 - ④ 会議の迷惑になるような行為や行動をしないこと。
 - ⑤ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話をしないこと。
 - ⑥ 傍聴中の飲食及び喫煙をしないこと。
 - ⑦ 傍聴中の入退室は止むを得ない場合を除き慎むこと。
 - ⑧ 会議の会場内において撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
 - ⑨ その他、会議の進行を妨げるような行為や行動をしないこと。
- (2) 傍聴者が前項の事項を遵守しない場合は、会長(部会長)は会議の円滑な運営を図るために、当該傍聴者の退室を求めることができる。

5 会議資料の取扱い

会議資料は、傍聴者に対しても配付する。

6 会議記録の取扱い

- (1) 会議記録は、発言者名を表記した要点記録方式とし、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。

(2) 会議記録の作成に当たっては、その内容の正確を期するため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

7 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員の属する団体の代表者からの届出により、代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

8 委員の欠員

委員に欠員が生じた場合であっても、原則として、補充は行わないものとする。ただし、団体推薦による委員については、この限りでない。

9 その他

以上に掲げるもののほか、運営等に関し必要な事項は、障害者地域自立支援協議会において、別に定める。